

# 指定就労継続支援B型 第2あおぞら就労支援事業所

## 重要事項説明書

あなたに対する就労継続支援（B型）サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

### 1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会
所 在 地	京都府城陽市寺田林ノ口11番64
電 話 番 号	0774-30-9000
代表者氏名	理事長 高田 英一
設 立 年 月	1978(昭和53)年 6月

### 2. 利用施設

事業所の種類	指定就労継続支援（B型）事業所 2011(平成23)年 4月 1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	第2あおぞら就労支援事業所 (2610300432)
事業所の所在地	京都府京都市中京区西ノ京西中合町57番地
連 絡 先	電話番号 075-801-2723 ファックス 075-801-2723
管 理 者	加藤典子
サービス管理責任者	中井太香恵
サービスの実施地域	京都市、京都市外（その他）
主たる対象者	聴覚障害者
定 員	20名
開設年月日	2011(平成23)年 4月 1日

### 3. サービスの目的・運営方針

目 的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな就労継続支援（B型）のサービスを提供します。

#### 4. サービスに係る施設・設備等の概要

##### (1) 施設

建物	構造	鉄骨造 2階建
	敷地面積	86.135㎡
	延べ床面積	90.76㎡

##### (2) 主な設備

	部屋数	備考
作業室	2室	相談スペースと兼用
事務室	1室	
相談室	1室	作業室と兼用
洗面設備	3機	
便所	2室	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

#### 5. サービス提供職員の設置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1				
サービス管理責任者	1		1				
職業指導員	2	1		1			
生活支援員	2	1	1				

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

##### (ア) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
職業指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
生活支援員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）

(イ) 営業日と営業時間

営業日：月曜日 ～ 金曜日

- ・祝日も営業日とする。ただし土曜日・日曜日は基本休みとします。お盆休みやお正月休み等はその都度確認し事前にお知らせします。
- ・土曜日、日曜日にバザーや行事等に参加するなど営業日とすることがあります。この場合、事前にお伝えし前後の平日に振り替えて休んでもらいます。

営業時間：8：30 ～ 17：15

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ①受託業務（浴場清掃） ②下請け（軽作業） ③自主製品作り 〈工賃の支払〉 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
送迎サービス	自主通勤が出来ない場合、希望により送迎を行います。

## (2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
生産活動等	生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意をえて代行します。	実費
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供記録等の複写代</li> <li>・ 証明書諸書類の発行代</li> <li>・ その他</li> </ul>	実費 実費 実費
カウンセリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご希望によりカウンセリングを利用できます。(予約制)</li> </ul>	1 時間につき 1,000 円
送迎サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 送迎サービス利用料を頂きます。但し京都市補助金によって補填される場合はその額を超過した分</li> </ul>	1 kmにつき 35 円
職員の同行費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人的理由等による外出にかかる職員の同行費</li> </ul>	1 時間につき 1,500 円
食事の提供	事業所で提供するものではありませんが、センターの給食に注文が出来ます。(食事代は別表を参照)	実費

### 〈サービスの概要〉

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

## 7. 利用料金

### (1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち 9 割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りでは

ありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容(2) 訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 当事業所窓口での現金支払い
- ② 指定口座への振込み

前記 A・B 料金は 1 ヶ月分ずつ翌月の20日に指定口座からの引き落としにてお支払いいただきます。Bの料金・費用があるかたは個別に別途請求書をお渡しし、A・B合わせての引き落としになります

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前 9:00 ~ 午後4:00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

緊急連絡先	医療機関名：社団法人 京都保健会 京都民医連中央病院 所在地：京都府京都市右京区太秦土本町 2 番 1 電話番号：075-861-2220
-------	---

10. 要望・苦情等申立先に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	・窓口担当者 加藤典子 ・ご利用時間 9:00 ~ 17:00 ・電話番号 075-841-8338 ・FAX 番号 075-841-8334 ・ 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください
-----------------	---

	い。	
社会福祉法人 京都聴覚言語障害者 福祉協会 第三者委員	苦情解決責任者	電話番号 075-841-8336
		FAX 番号 075-841-8311
		施設長 加藤 典子
	第三者委員	電話番号 075-723-3644
		FAX 番号 075-723-3644
		第三者委員 志藤 修史

(2) 行政機関、その他苦情受付期間

京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室	<ul style="list-style-type: none"> <li>所在地：京都市中京区寺町通御池上る上本願寺前 488 番地分庁舎 4 階</li> <li>電話番号：075-222-4161 ・FAX 番号：075-251-2940</li> </ul>
京都府福祉サービス運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>所在地：京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 37 5ハートピア京都5階京都府社会福祉協議会内</li> <li>電話番号：075-252-2152 ・FAX 番号：075-212-2450</li> </ul>

※別紙 各行政区障害保健福祉課連絡先一覧を参照

(3) 第三者評価の実施状況

当事業所では第三者評価を受けておりません。

11. 協力医療機関

医療機関の名称	社団法人 京都保健会 京都民医連中央病院		
医 院 長 名	松原 為人		
所 在 地	京都府京都市右京区太秦土本町 2 番 1		
電 話 番 号	075-861-2220		
診 療 科	内科、外科、その他	入 院 設 備	有

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>別途に定める、消防計画書に則り、年 2 回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。</li> </ul>
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動火災報知機、消化器等法令で規定された設備</li> </ul>
防火管理責任者	櫻井 陽子

### 13. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

指定障害者福祉サービス就労継続支援（B型）サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業所名：第2あおぞら就労支援事業所

説明者職名： 氏名

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス就労継続支援（B型）サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：

氏 名： 印

代理人住所：

氏 名： 印  
続 柄：

第2あおぞら就労支援事業所 (就労継続支援B型)  
 訓練等給付費対象外サービス 自己負担金一覧表

項目	本人負担			施設負担		
	項目	金額	備考	項目	金額	備考
同行	教養 娯楽	*レクリエーション行事 (旅行・自治会交流 会・自治会独自の行事 など) 同行支援	1. 交通費 (本人分・職員分) 2. 職員の同行費 (1,500円/1H) 3. 食費(本人分) 4. その他の費用			
	就 労 の 支 援	*就労や実習に向けての 外出などにかかる費用	1. 交通費 (本人分・職員分) 2. 職員の同行費 (1,500円/1H) 3. 食費(本人分) 4. その他の費用			
	同 行 支 援	*病院受診にかかる費用 遠方の場合の交通費	1. 治療費 2. 交通費 (遠方の場合の職員分交 通費)		1. 交通費 2. 職員の同行費	
金 銭 管 理	*貸金庫使用料(出納管 理援助不要の場合)	月100円 (年間1,200円)				
	*職員の出納管理援助費 (貸金庫使用料も含 む)	月3,000円				
日 用 品	日常生活上必要となる 諸経費	①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費		共有スペースで使う日 用品	トイレットペーパー ゴミ袋 洗剤 スポンジ等	
心 理 相 談	臨床心理士によるカウ ンセリング	1,000円/1H	希望者			
医 療	検 診	1. インフルエンザ予 防 接種 2. 子宮ガン検診 3. 歯科検診	1. 実費 2. 1,000円 (福祉医療証非所持者) 3. 無料(京都市の制 度)	1. 2 は希望 者のみ	健康診断(春・秋)	
複 写 物	*私用でコピー機で印刷 を行う場合	10円/1枚(白黒) 20円/1枚(カラー)		事業所が配布する資料 の印刷代		
送 迎	事業所への通所にあた る公用車での送迎費用	1Kmlにつき35円		事業所からの施設外就 労や作業現場への送迎		
食 事	センター給食に注文し た際の食事代	朝食 400円 昼食 600円 夕食 600円				

\*その他\* この表に記載のない事項が生じた場合、随時ご本人・ご家族と協議の上、料金をいただくことがあります。

この重要事項別表の運用は2023年4月1日からとします。